

京都市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和6年2月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第73号

京都市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市保健所条例の一部を改正する条例（令和5年11月13日京都市条例第22号）  
の施行期日は、令和6年2月26日とする。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）